

## 1 計画の基本的事項

### (1) 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定による、市区域内の一般廃棄物の処理に関する事項を定める法定計画であり、社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み等を踏まえ、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本的な方針を明確にするものです。

### (2) 現行計画の位置付け

現行計画は「廃棄物処理法」及び各種リサイクル法等、さらには「第10次千葉県廃棄物処理計画」等を踏まえて作成したもので、千葉県食品ロス削減推進計画を踏まえた市原市食品ロス削減推進計画の内容を含みます。

また、「市原市総合計画」と連動する環境、特に廃棄物分野に関する個別計画として、「市原市環境基本計画」や「市原市污水处理整備構想」等とも整合・連携を図り、基本構想で示す将来のまちの姿「ひとが環境を守り活かすまちへ」の実現に取り組んでいます。

### (3) 計画期間・構成

期間：（現行）2017～2026年度（10年間）⇒（改定後）2026～2035年度（10年間）

構成：ごみ処理計画と生活排水処理計画で構成しています。

## 2 現行計画における目標

### 【ごみ処理基本計画】

指標名	年度		
	2015 基準値	2021 中間目標値	2026 計画目標値
① ごみ排出量(家庭系+事業系)	95,208 t	85,368 t	80,383 t
② 一人1日当たりのごみ排出量	929 g	850 g	850 g
③ 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	615 g	515 g	500 g
④ 事業系ごみ排出量	23,420 t	22,046 t	17,483 t
⑤ 再生利用率	19.20%	25.30%	25.6%
⑥ 最終処分量	5,103 t	4,770 t	4,538 t

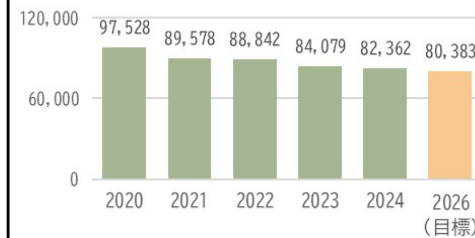
### 【生活排水処理基本計画】

指標名	年度		
	2015 基準値	2021 中間目標値	2026 計画目標値
① 生活排水処理率	75.3%	80.0%	81.4%
② 11条検査受検率	13.5%	-	40.0%

## 3 ごみの減量化・再資源化の目標の達成状況

### (1) ごみ排出量

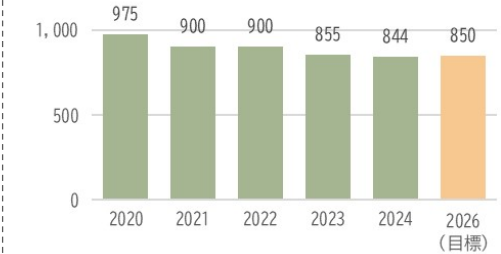
(t/年)



➤ 減少傾向で推移しており、現行計画における目標を達成できる見込みです。

### (2) 一人1日当たりのごみ排出量

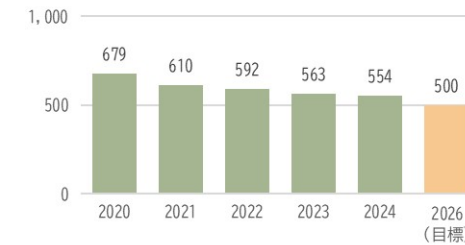
(g/人・日)



➤ 減少傾向で推移しており、2024年度、現行計画における目標を達成しました。

### (3) 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源物を除く)

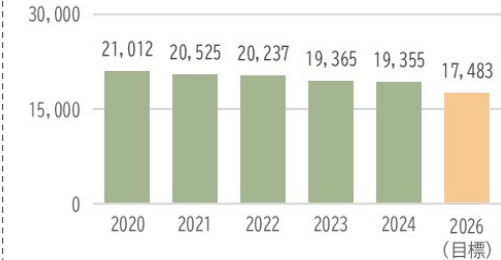
(g/人・日)



➤ 減少傾向で推移しているものの、現行計画における目標を達成するためには、さらに54gの減量が必要です。

### (4) 事業系ごみ排出量

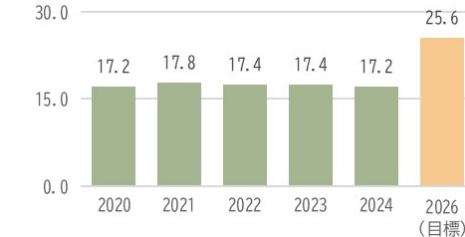
(t/年)



➤ 減少傾向で推移しているものの、現行計画における目標を達成するためには、さらに1,872tの減量が必要です。

### (5) 再生利用率

(%)



➤ ほぼ横ばいで推移しており、現行計画の目標を達成するのは困難な状況です。

### (6) 最終処分量

(t/年)



➤ 2024年度において焼却灰のうち、5,147tを資源化することで、最終処分量が4,547tとなりました。現行計画における目標を達成できる見込みです。

4 ごみ排出状況の課題

ごみの減量化・再資源化、処理体制への課題

- 1-1 家庭系ごみ排出量の削減
  - 一人1日あたりのごみ排出量は現行計画における目標を達成している一方で、資源物を除いた一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は目標達成が困難な状況です。原因の一つとして資源化が可能な紙類や布類が可燃ごみへ混入していることが考えられます。
- 1-2 再生利用率の停滞
  - ごみ排出量は減少傾向にあり、現行計画の目標を達成している指標がある一方、再生利用率が横ばいの推移となっています。
  - 資源化量のうち、約34%は焼却灰の再生利用であり、市民が分別排出した資源物からの資源化量は減少しています。
- 1-3 プラスチックの再資源化
  - 2022年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、本市においてもプラスチック使用製品廃棄物の効果的なりサイクルを促進することが必要です。
- 1-4 ごみの収集体制の見直し
  - プラスチック資源の回収に伴い、燃やすごみとプラスチック資源それぞれの排出量に応じた収集体制の検討が必要です。
- 1-5 費用負担の公平化
  - 本市では、現在ごみの有料化は行っていませんが、今後、ごみの減量化・再資源化を促進し、費用負担を公平化するため、ごみ処理手数料適正化の検討が必要です。

市民対話による課題

実施期間 2025.5/31、6/15、7/5、8/23 (計4回)

2025年度、ごみの減量化・再資源化を更に推進するため、市民の皆様のご目線での課題やそれらを解決するための有益な意見の集約を図ることを目的として、「ごみ減量化・再資源化みらい会議」を実施しました。

- 2-1 分別ルールが分からない
  - 分別方法が複雑で分かりにくく市民に浸透していない。「伝える」から「伝わる」周知・広報活動が必要です。
- 2-2 市民の分別意識・行動の課題
  - 分別の必要性が伝わらない、モチベーションが続かない、ごみは資源だという意識が薄い。行動変容につながる啓発方法の検討が必要です。
- 2-3 プラスチックの分別推進
  - プラスチックを分別し、再資源化することが必要。インセンティブ等を与えて分別を推進することも効果的。プラスチック資源を分別し、再商品化していくことが必要です。

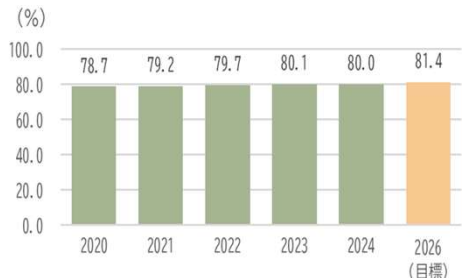
市民・事業者アンケートによる課題

実施期間 2025.9.3~9.30

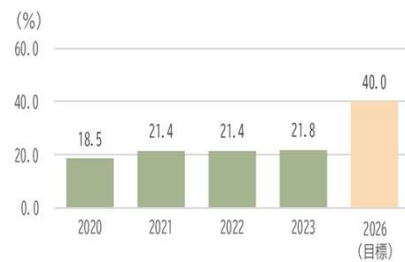
- 3-1 3Rの実践状況と意識の向上
  - 3Rを「ある程度実践している」と回答した方が2021年度に実施した前回アンケートと比較して、ほぼ同程度の割合でした。「日頃から実践している」へつなげられるよう、日常に取り入れられる取組の情報提供を行うことが必要です。
- 3-2 分別区分への理解と協力の促進
  - 分別区分について「現状のままでよい」と回答した方が約9割となっており、プラスチック資源の回収への理解と協力が必要です。
- 3-3 店頭回収・集団回収の活用促進
  - 店頭回収や集団回収を活用していると回答した方がどちらも半数以下となりました。資源ごみの分別徹底のため、店頭回収や集団回収の活用を促すことが必要です。
- 3-4 雑がみ分別排出の仕組みづくり
  - 雑がみを排出する際に、資源物または集団回収に排出すると回答した方が約半数であった一方、燃やすごみとして排出すると回答した方が約3割となりました。雑がみを資源物として排出しやすい仕組みづくりを検討することが必要です。
- 3-5 食品ロス削減に向けた情報提供
  - 家庭から発生する食品ロスについて、「発生しない」と回答した方が増えた一方、「食べ残し」が発生すると回答した方の割合が前回アンケートと比較して、同程度の割合でした。食べ残しを減らすための工夫や取組について、情報提供を行うことが必要です。
- 3-6 事業者のごみの減量化・再資源化への支援
  - 事業者が行うごみの減量化・再資源化の取組状況について、「積極的に取り組んでおり、現状で十分である」と回答した割合が増えた一方、取り組んでいない」と回答した割合も増加しています。事業系ごみを減量化・再資源化するための、事業者が知りたい情報について、情報提供を行うことが必要です。

5 生活排水処理の目標の達成状況

(1)生活排水処理率



(2)11条検査受検率\*1



➤ 生活排水処理率は、2022年度以降増加率が鈍化、人口の減少に伴い2023年度から2024年度で0.1ポイント減少しており、目標達成は困難な状況にあります。

➤ 11条検査受検率は、増加傾向にあるものの増加率は低く、2026年度における目標値まで18.2ポイントと大きく乖離しており、目標を達成するのは困難な状況です。

\*1：浄化槽法に基づく定期検査で、年1回、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われ、正常に機能を発揮しているかを検査

6 生活排水状況の課題

生活排水処理の課題

1-1 生活排水処理率の向上

➤ 生活排水処理率は増加傾向にあるものの、目標を達成できていない状況にあります。

1-2 11条検査受検率の向上

➤ 11条検査受検率が千葉県でも18.1%（2023年度実績）に留まり、低い状況にあります。

市民アンケートの課題

実施期間 2025.7.17～8.4

2-1 単独処理浄化槽からの転換に対する意識

➤ 合併処理浄化槽へ転換しない理由として、「現状で支障がないため」の回答が約5割を占め、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の認識が低い状況にあると考えられます。

2-2 浄化槽維持管理実施の認識

➤ 法定検査受検率とアンケート結果で「受検している」と回答した割合に乖離があります。浄化槽管理者が維持管理の実施について正しく認識していないと考えられます。

7 市を取り巻く状況の変化（現行計画以後の国・市の主な動き）

【国の動き】

年月	国
2022.4	プラスチック資源循環促進法施行 地方公共団体の責務として、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずる努力義務を規定
2023.3	生物多様性国家戦略2023-2030策定 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容） 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄の減少
2024.5	第六次環境基本計画閣議決定 地上資源を基調とし、自然と共生する持続可能な経済社会システム（循環共生型社会の実現）
2024.8	第五次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー*2）への移行を推進

【市の動き】

年月	市
2024.2	市原市ゼロカーボンシティ宣言
2024.3	市原市地球温暖化対策実行計画策定
2024.7	ポリスチレンケミカルリサイクル推進事業開始（使用済みポリスチレンの市内公共施設等で拠点回収）
2025.5～8	市民目線での現状の課題及び解決策に関する意見の集約を図る「ごみ減量化・再資源化みらい会議」開催
2025.7～9	本計画改定に係る市民・事業者アンケート実施
2025.10	プラスチック資源中間処理及び再商品化業務に関する基本協定締結

\*2：循環型経済。物を使い捨てるのではなく、再利用やリサイクルを通じて資源を無駄にしない経済の仕組みのこと。

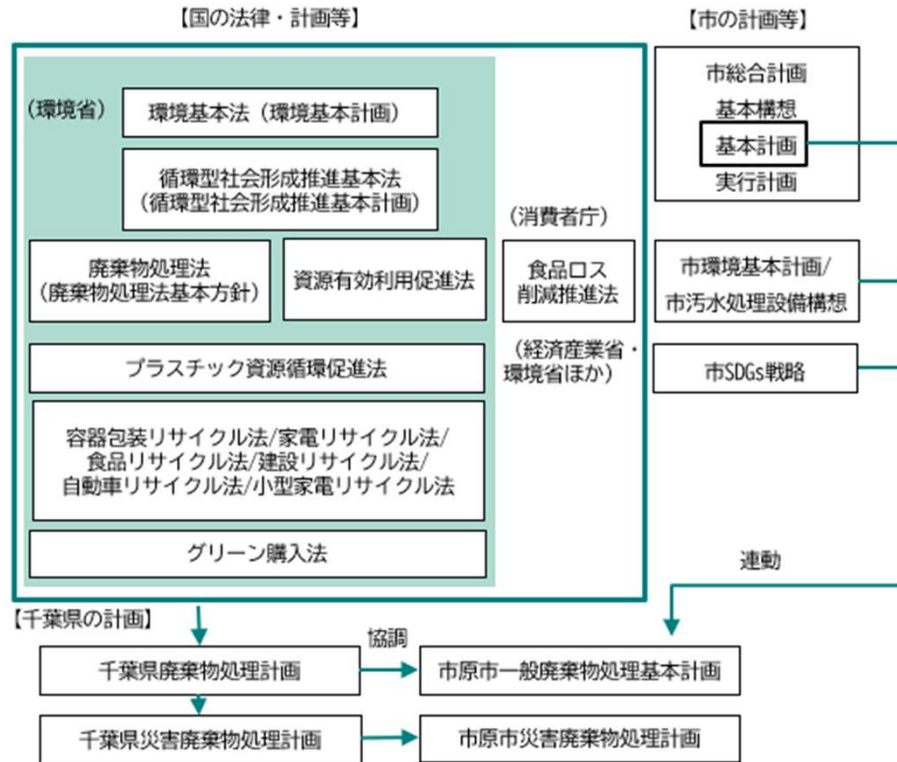
## 8 改定計画の位置付け

### (1) 改定計画について

引き続き、「廃棄物処理法」及び各種リサイクル法等、さらには千葉県が策定中の「第11次千葉県廃棄物処理計画」等を踏まえて作成します。

ごみの減量化及び資源の循環を推進し、効率的、効果的に汚水処理を実施することが必要であり、新たな総合計画の基本構想で示す、目指すまちの姿「環境と経済が調和した持続可能なまち」の実現を踏まえ、市原市環境基本計画及び市原市汚水処理整備構想などの上位計画との整合を図りながら、改定を行います。

#### 改定一般廃棄物処理基本計画の位置付け



### (2) 次期環境基本計画との整合改定計画について

本計画の上位計画に位置する市原市環境基本計画では、基本理念のもと、3つの基本目標「ネイチャーポジティブ<sup>\*1</sup>の実現」、「エコノミーとエコロジーの好循環」「ウェルビーイング<sup>\*2</sup>の向上」を設定します。

これら基本目標を達成するために、環境基本計画では施策の柱として6つの環境目標を設定しており、そのうち、「循環共生社会」については、主に本計画により施策を進めます。

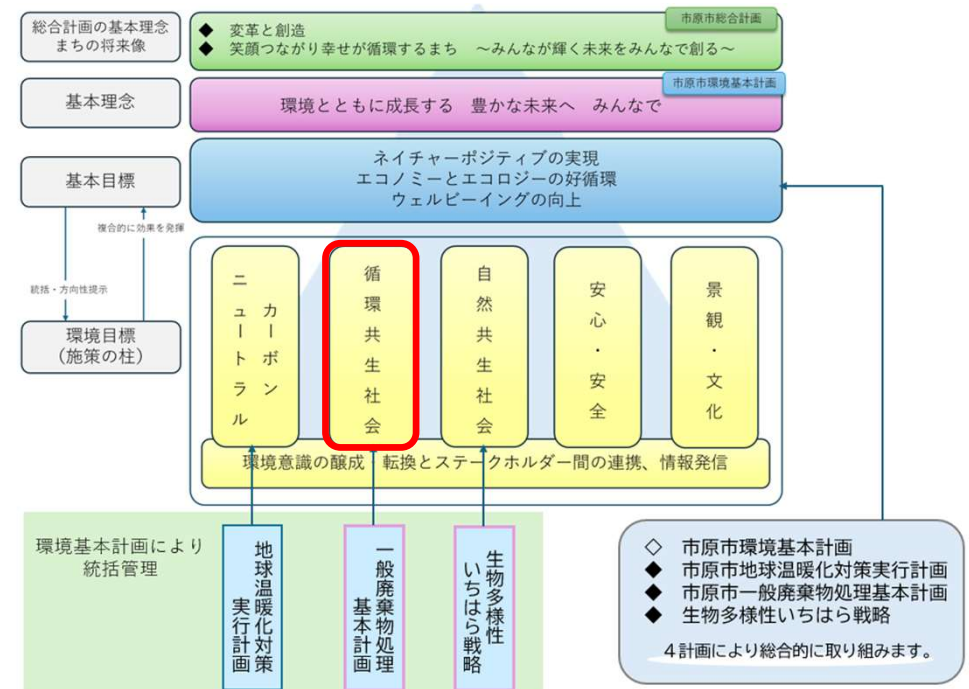
循環共生社会の構築を実現するためには、環境への負荷を減らすため、廃棄物の排出抑制、適正処理をすすめるとともに、3R+Renewable<sup>\*3</sup>の取組の推進が必要です。

そして、資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進し、国の掲げる『将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」による地上資源基調の「ウェルビーイング」の実現』を目指します。

本計画では、これらの取組を着実に進めることにより、次期環境基本計画の基本目標の達成に貢献します。

- \*1：自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための行動を取り、自然と共生する世界を目指すこと。
- \*2：身体的、精神的、社会的にも良好な状態にあることを指す概念で、世界保健機関（WHO）の憲章では、健康を「病気ではない、弱っていないというだけでなく、身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態」と定義している。
- \*3：「Reduce（リデュース）」「Reuse（リユース）」「Recycle（リサイクル）」というごみを減らす3つの考え方に、「Renewable（再生可能な資源へ置き換える）」という考え方を加えて、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指す考え方。

#### 次期環境基本計画における本計画の位置付け



9 計画改定の考え方

(1) 改定のポイント

【ごみ処理基本計画】

① (重点施策1) プラスチック資源循環の推進

家庭から回収したプラスチック資源を中間処理・再商品化し、臨海部企業が原料として再利用、再生された製品プラスチックを市民が再利用する「サーキュラーエコノミーの市原モデル」の実現に向け、再商品化事業者と連携して「プラスチック資源循環促進法」第33条の再商品化計画の大臣認定を受け、2027年4月からのプラスチック資源一括回収の全市展開を目指します。

これまで燃やしてきたプラスチック資源を再生利用することで、再生利用率向上にも寄与します。

② (重点施策2) ごみの収集体制の見直し

プラスチック資源の回収に伴い、燃やすごみとプラスチック資源それぞれの排出量に応じた収集体制を検討します。

③ (重点施策3) ごみ処理手数料の適正化

更なるごみ減量化・再資源化を推進するため、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性確保を検討します。

④ (重点施策4) 燃やすごみの広域処理の実施

新焼却施設整備に伴い、夷隅郡市2市2町と燃やすごみの広域処理を実施します。

⑤ 一人1日当たりのごみ排出量の指標の新たな設定

2012年3月に改定した市原市一般廃棄物処理基本計画において設定した一人1日当たりのごみ排出量850gを2024年度に達成したことから、新たな目標値を設定します。

【生活排水処理基本計画】

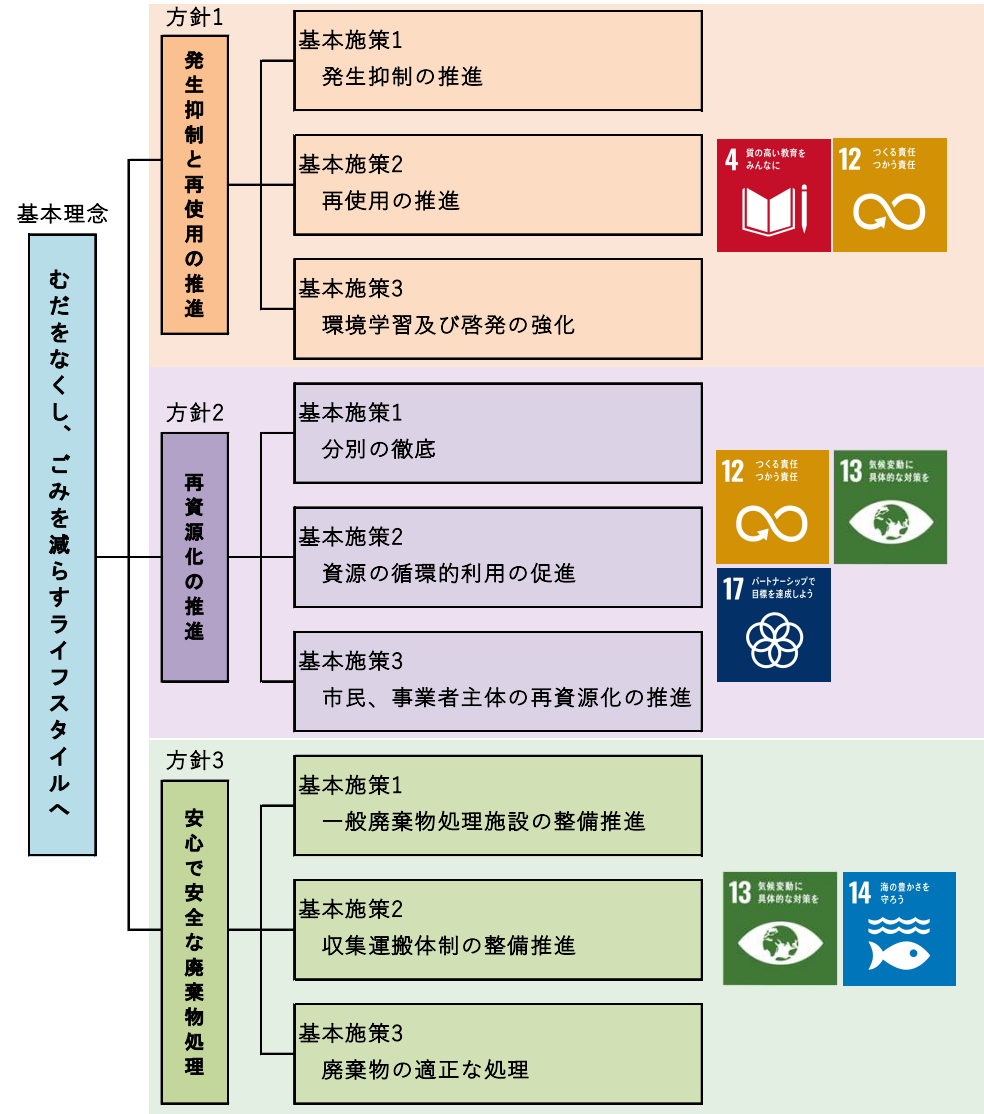
① (重点施策5) 11条検査受検率の向上

浄化槽の適正な維持管理の啓発を強化します。

(2) 基本理念・方針について

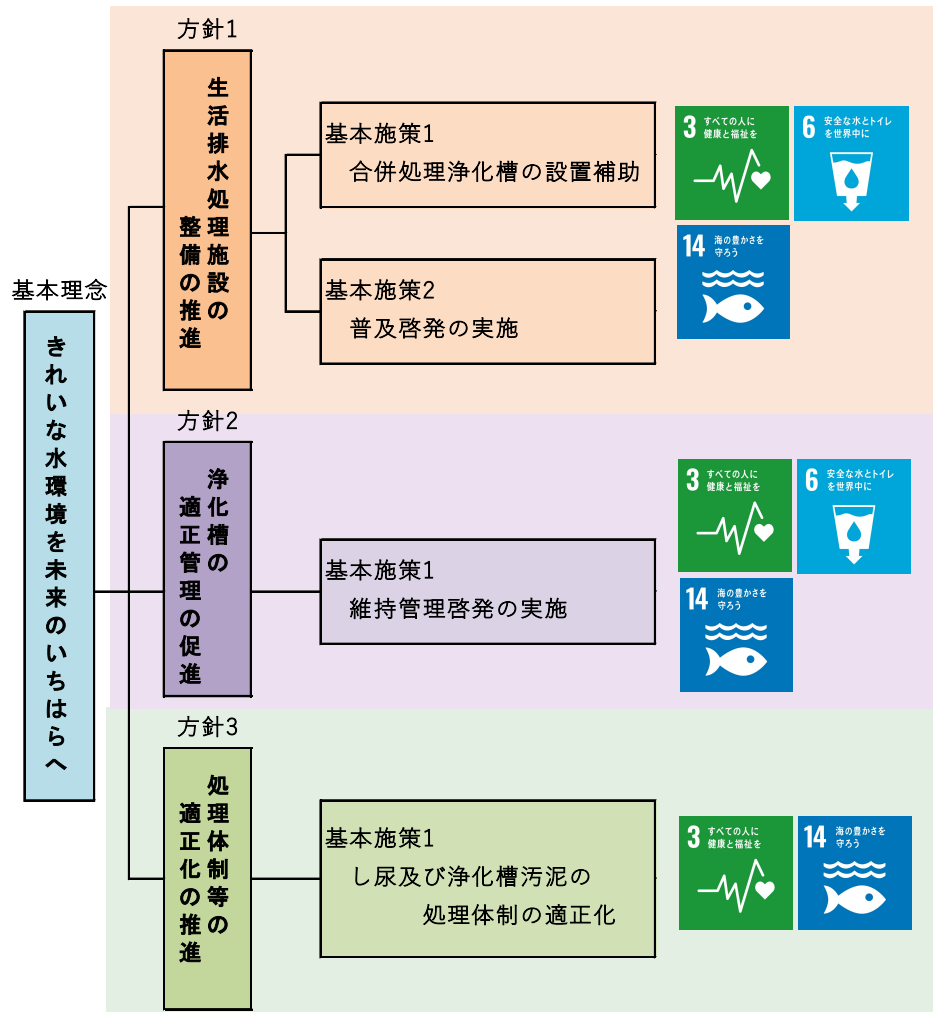
現行計画の基本理念及び方針は、廃棄物処理の基本的なものであることから、現行の基本理念及び方針は現状維持とします。

【ごみ処理基本計画】



9 計画改定の考え方

【生活排水処理基本計画】



(3) 目標数値設定の考え方

【ごみ処理基本計画】

ごみ減量に係る数値目標は以下の①、②を考慮し、設定します。

①ごみ処理手数料の適正化による減量効果

本市では、ごみの排出量に応じた負担により、更なるごみ減量化・再資源化を推進するとともに、費用負担の公平性を確保するごみ処理手数料の適正化の検討を行っており、その減量効果を踏まえた目標を設定します。

②プラスチック資源の回収

本市では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応として、2027年度からプラスチック資源の回収を予定しています。

プラスチック資源の回収による、再生利用率の向上を踏まえ目標を設定します。

【生活排水処理基本計画】

①生活排水処理率

市原市污水处理整備計画の目標に従い、公共下水道接続人口、農業集落排水施設接続人口を含めた生活排水処理率の目標値を設定します。

②11条検査受検率

国の受検率を参考とした、本市の受検率の目標値を設定します。

10 施策体系

【ごみ処理基本計画】

方針1 発生抑制と再使用の推進

課題

- ※1-1 家庭系ごみ排出量の削減
- 1-5 費用負担の公平化
- 2-1 分別ルールが分からない
- 2-2 市民の分別意識・行動の課題
- 3-1 3Rの実践状況と意識の向上
- 3-2 分別区分への理解と協力の促進
- 3-5 食品ロス削減に向けた情報提供

※課題番号は、2ページ、3ページ記載の課題番号に対応。

今後の方針

発生抑制と再使用の推進

- 市民が日常生活で手軽に取り組むことができる減量化・資源化の取組方法の周知を実施します。
- 水切りや食品ロスの削減等、生ごみの減量化に取り組めます。
- 費用負担の公平性を確保します。
- リユース事業を展開することにより、製品の再使用を促します。
- いちはら環境フェスタやごみの減量とリサイクルポスター展、いちはら市民大学、おでかけくん等を通じ、環境学習の充実に取り組めます。

施策

<p><b>基本施策1</b> 発生抑制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各種媒体を通じた啓発活動及び情報提供</li> <li>➢ 食品ロス削減・レジ袋削減</li> <li>➢ 生ごみの水切りの励行</li> <li>➢ ごみ処理手数料の適正化 <b>重点施策</b></li> <li>➢ 事業者への適正排指導の強化</li> </ul>
<p><b>基本施策2</b> 再使用の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リユース推進事業の展開</li> </ul>
<p><b>基本施策3</b> 環境学習及び啓発の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各種イベントや出前講座等での環境学習</li> <li>➢ 各種リーフレットの改訂と配布</li> </ul>

方針2

課題

今後の方針

施策

再資源化の推進

- 1-1 家庭系ごみ排出量の削減
- 1-2 再生利用率の停滞
- 1-3 プラスチックの再資源化
- 2-1 分別ルールが分からない
- 2-2 市民の分別意識・行動の課題
- 2-3 プラスチックの分別推進
- 3-1 3Rの実践状況と意識の向上
- 3-2 分別区分への理解と協力の促進
- 3-3 店頭回収・集団回収の活用促進
- 3-4 雑がみ分別排出の仕組みづくり
- 3-5 食品ロス削減に向けた情報提供
- 3-6 事業者のごみの減量化・再資源化への支援

再資源化の推進

- 資源化可能な紙類の分別を徹底し、再生利用率向上に取り組めます。
- 事業者と連携し、店頭回収の積極的な活用に取り組めます。
- 再生された製品プラスチックを市民が再利用する「サーキュラーエコノミーの市原モデル」の実現を目指します。
- 2027年度から予定しているプラスチック資源の一括回収を開始に向けた検討を進めます。
- 県が推進するちばエコスタイル制度と協働し、取組を推進します。

**基本施策1**

分別の徹底

- 紙類の分別の徹底
- 生活系ごみの不適正排出の防止

**基本施策2**

資源の循環的利用の促進

- 店頭回収実施店舗の紹介
- 焼却灰の有効活用
- 生ごみ肥料化容器・処理器の普及促進
- 各種リサイクル法に基づく再生利用の促進
- プラスチック資源循環の推進 **重点施策**
- 分別品目拡大の検討
- 市原市地球温暖化対策実行計画の推進

**基本施策3**

市民、事業者主体の再資源化の推進

- ちばエコスタイル制度の推進
- 資源回収推進事業の推進
- 事業者等による自主的な再資源化の推進

10 施策体系

方針3

安心で安全な廃棄物処理

課題

- 1-3 プラスチックの再資源化
- 1-4 ごみの収集体制の見直し

今後の方針

安心で安全な廃棄物処理

- 新焼却施設整備に伴い、夷隅郡市2市2町と燃やすごみの広域処理を実施します。
- プラスチック資源の回収に伴い、ごみの排出量に応じた収集体制を検討します。
- リチウムイオン電池混入による事故を防ぐため、適正な処理方法の周知を図ります。
- 不法投棄を未然に防ぐため、監視カメラや監視パトロールを継続して実施します。
- 災害時の廃棄物の処理方法や仮置場のルール等、平常時から市民へ周知します。

施策

**基本施策1**  
一般廃棄物処理施設の整備推進

- ごみ処理施設の整備
- 燃やすごみの広域処理の実施 **重点施策**

**基本施策2**  
収集運搬体制の整備推進

- ごみの収集体制の見直し **重点施策**
- 有害ごみ等の適正な処理体制の整備
- 資源物の持ち去り行為対策

**基本施策3**  
廃棄物の適正な処理

- 環境美化の推進
- 野焼き対策
- 維持管理の適正化
- 不法投棄防止対策
- 災害時及び緊急時の廃棄物処理

【生活排水処理基本計画】

方針1

生活排水処理施設の整備の推進

課題

- 1-1 生活排水処理率の向上
- 2-1 単独処理浄化槽からの転換に対する意識

今後の方針

生活排水処理の整備の推進

- 単独処理浄化槽・汲み取り便槽から、公共下水道・農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換に取り組みます。
- 合併処理浄化槽への転換を促すため、設置補助の周知に取り組みます。

施策

**基本施策1**  
合併処理浄化槽の設置補助

- 合併処理浄化槽の設置補助

**基本施策2**  
普及啓発の実施

- 各種媒体を通じた啓発活動及び情報提供
- 啓発リーフレットの個別配布

10 施策体系

方針2

浄化槽の適正管理の促進

課題

- 1-2 11条検査受検率の向上
- 2-2 浄化槽維持管理実施の認識

今後の方針

浄化槽の適正管理の促進

- 浄化槽管理者が受検すべき法律で義務付けられた検査の受検率の向上を図ります。

施策

基本施策1  
維持管理啓発  
の実施

- 11条検査受検率の向上に向けた啓発を強化  
**重点施策**

方針3

処理体制等の適正化の推進

課題

- 1-2 11条検査受検率の向上
- 2-2 浄化槽維持管理実施の認識

今後の方針

処理体制等の適正化の推進

- し尿・浄化槽汚泥の収集量を注視し、必要に応じて収集体制の見直しを行います。

施策

基本施策1  
し尿及び浄化  
槽汚泥の処理  
体制の適正化

- 安定した収集運搬体制の維持
- し尿処理施設の整備、運転管理、維持管理の適正化

11 今後のスケジュール

(1) 推進体制・進行管理

計画の目標の達成状況など、計画の推進について、市原市環境審議会において評価を行います。

また、施策の推進に当たっては、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

(2) 改定スケジュール

年月	工程	変革創造本部	議会	附属機関
10月		◆審議 ・骨子案		
11月	◆パブリックコメント ・骨子案		◆議会説明 ・骨子案	◆環境審議会審議 ・骨子案
12月				
2026年1月		◆報告 ・素案		
2月			◆議会説明 ・素案 ◆議案提出 ・条例改正 (ごみ処理手数料)	
3月	◆計画決定			◆環境審議会報告 ・素案等
2026年 6月~	◆市民周知(説明会等) ・プラスチック資源 の一括回収 ・収集体制の変更 ・ごみ処理手数料の 適正化			
2026年 10月~	◆プラスチック資源の 先行回収開始 (モデル地区)			
2027年4月	◆プラスチック資源の 一括回収開始 ◆収集体制の変更実施 ◆ごみ処理手数料の適 正化開始			

## 1 プラスチック資源循環の推進の目的及び期待する効果

プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が成立し、2022年4月に施行されました。プラスチック資源循環促進法は、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・リサイクルに必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められています。

本市では、プラスチック資源の一括回収により、現在、焼却・熱利用されているプラスチックを分別回収し、市内の臨海部企業による循環利用に資することにより、ごみの減量化・再資源化及び温室効果ガス排出量の削減を目指します。

## 2 市原市におけるこれまでの取り組み

### (1) 使用済みポリスチレン製品の拠点回収

本市では、2021年5月21日に「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定された後検討を進め、2024年7月から市内の公共施設等で食品トレー等の使用済みポリスチレン製品の拠点回収を開始し、「市原発サーキュラーエコノミーの創造」を推進しています。

回収された製品を市内にあるデンカ株式会社・東洋スチレン株式会社のケミカルリサイクル<sup>\*1</sup>プラントで再資源化し、市内で再び食品トレーを製造する、といった市民・企業・行政が一体となった循環型社会を目指し取組を進めています。

### (2) プラスチック資源の一括回収に関する試験回収

家庭から出るプラスチック資源の回収に向けた手法の検討を行うため、2024年9月から11月に、モデル地区においてプラスチック資源の試験回収を行い、分別回収の状況（回収量、回収頻度、排出意欲、不適物の混入状況、汚れ具合）、収集運搬の状況（時間、コスト等）について検証を行いました。

試験回収の結果、多くの市民の皆様からプラスチック資源の一括回収について肯定的なご意見をいただき、協力の意向が非常に高いことを確認することができました。また、収集回数については、プラスチック分別により、燃やすごみのかさが減るので、燃やすごみの回収を週3日から週2日にすれば、回収コストは上がらないのではないかといったご意見、週2回のごみ出しで十分といったご意見もありました。

一方、排出方法や分別の周知方法のご意見として、どういったものが出せるのかわからない、どこまで洗浄したらよいかかわからない、といったご意見もあり、より分かりやすい周知の方法を検討します。

<sup>\*1</sup>：使用済みプラスチックなどの廃棄物を化学的に分解し、再び製品の原料として利用する方法。

## 3 施策の方向性（案）

### (1) プラスチック資源循環促進法に基づく再商品化計画の認定申請

2025年10月6日に締結した本市と株式会社タケイの基本協定に基づき、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画<sup>\*2</sup>の認定申請を行います。

プラスチック資源循環促進法第33条は、市区町村が再商品化計画を作成し、環境大臣・経済産業大臣の認定を受けることで、再商品化事業者へ直接委託することが可能となるものです。この認定を取得することで、プラスチック資源の市内循環に取り組みます。なお、再商品化計画によるプラスチック資源循環の試みは、県内初の取組です。

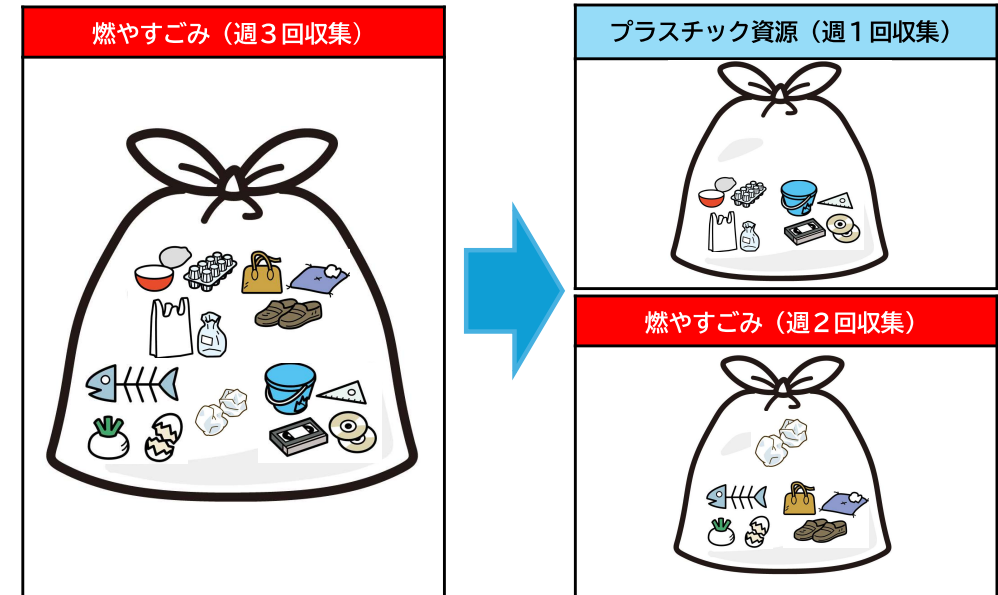
### (2) 市内モデル地区におけるプラスチック資源の先行回収

2027年4月からの市内全域でのプラスチック資源の一括回収を見据え、2026年10月から市内モデル地区においてプラスチック資源の先行回収を行います。先行回収の結果を踏まえ、収集体制の最適化やより分かりやすい普及啓発方法等を検討し、市内全域での一括回収に反映します。

### (3) ごみの収集体制の見直し

プラスチック資源の一括回収を導入することにより、ごみ排出の状況に大きな変化が見込まれるため、家庭系ごみを安全・安定的に回収するためにより最適な収集体制への見直しを行います。

具体的には、プラスチック資源の回収に伴い、燃やすごみが減少するため、現在週3回の燃やすごみの回収を週2回に変更し、新たにプラスチック資源の回収を週1回で行うことを検討しています。



### (4) スケジュール

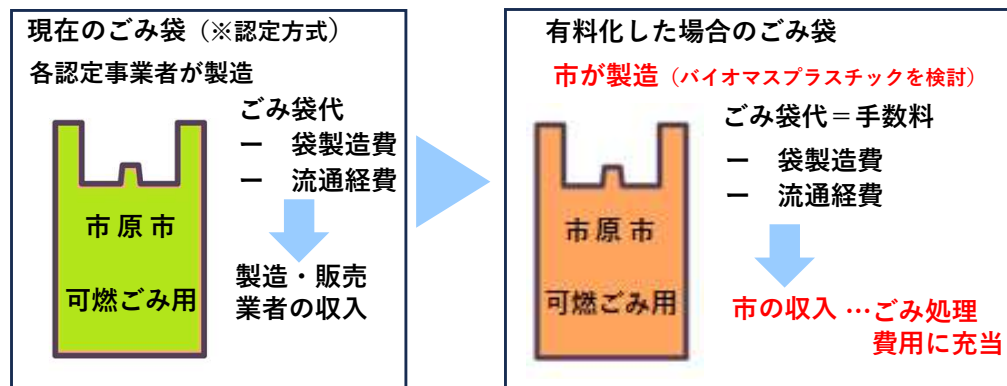
2026年6月	国へ再商品化計画の認定申請
2026年6月以降	市民周知（説明会など）
2026年10月	プラスチック資源の先行回収開始（モデル地区）
2027年4月	市内全域でのプラスチック資源の一括回収開始

<sup>\*2</sup>：分別収集したプラスチック資源を効率的にリサイクルするための計画。



### 3 有料化の仕組みづくり (案)

#### (1) これまでの仕組みの違い

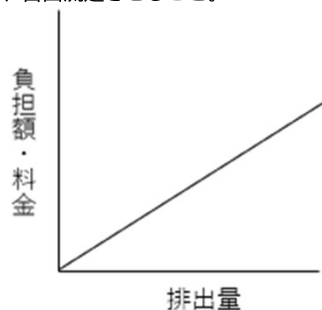


※認定方式・市が認定した者が、認定基準に基づきごみ袋を製造・販売し、自由流通させること。

#### (2) 手数料の料金体系

市民にとって分かりやすく最も効果が期待できる方式として、ごみの排出量に手数料が比例する「排出量単純比例型」（排出量に応じて排出者手数料を負担する方式）とします。

(参考) その他、年間一定枚数無料配布し、不足した場合に有料で購入する「超過量有料型」などがあります。



#### (3) 手数料の料金水準の考え方

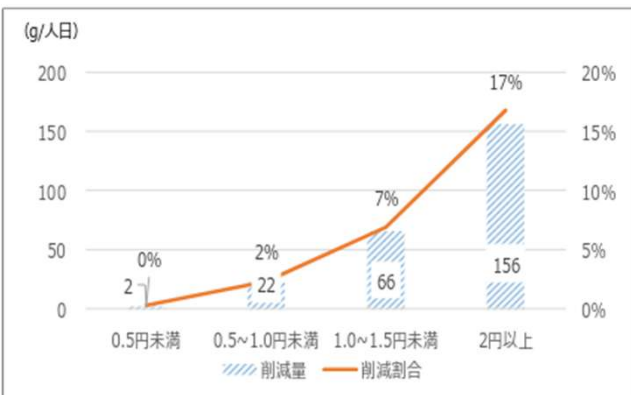
家庭系ごみ処理手数料の設定にあたっては、ごみ処理に要する処理原価を踏まえつつ、以下の3点を考慮し設定することとします。

##### ア ごみの減量化・再資源化の効果が期待できること

【ごみの料金水準と一人1日当たりごみ搬入削減量（63自治体）】

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料が1円1円以上だと1円未満の自治体よりもごみ減量効果が高いことがわかり、1円未満の場合、ごみの減量効果はあまり出ておりません。

市原市では、再生利用率が横ばいの状態が続いており、ごみの減量化・再資源化を促すために、それらの効果が期待できる価格を設定していきます。



出典「一般廃棄物処理有料化の手引き」環境省（2022年3月）

#### イ 市民の皆様の過度な負担にならないこと

他自治体のアンケートの例では、1ヶ月あたり負担してもよいと考える金額が500円位が一番多い結果となっています。

有料化先行自治体の月当たりの負担額と比較して、過度な負担とならない料金水準としていきます。

#### ウ 近隣の家庭ごみ有料化実施自治体の料金水準を考慮した金額であること

市域外からのごみの流入や不法投棄の増加の懸念を踏まえ、近隣自治体の料金水準を考慮して設定します。

#### (4) 手数料を徴収する対象品目 (案)

従来の粗大ごみに加え、燃やすごみ及び燃やさないごみ（有害ごみを除く。）を手数料徴収の対象とします。

一方で、新設のプラスチック資源（中間処理後、再生利用）及び資源物については、ごみから資源への分別の促進を重視し、再資源化向上を目的に無料で収集とします。

No.	種類	排出方法	手数料	収集方法	収集頻度	
1	燃やすごみ	市指定ごみ袋	有料	ごみステーション収集	週2回	
2	燃やさないごみ	市指定ごみ袋	有料			
3	有害ごみ	スプレー缶	無料	透明袋	月1回	
4		ライター				
5		灰・ガレキ				
6		乾電池				
7		蛍光灯				
8	小型充電式電池					
9	粗大ごみ	(電話依頼)	有料	戸別収集(有料)	随時	
10	資源物	雑誌	無料	種類別に分けて、ひもで十字に縛る	ごみステーション収集	
11		段ボール				
12		紙バック				
13		新聞紙				
14		雑がみ				
15		缶				ごみステーション備え付けの袋に入れる
16		びん				ひもで十字に縛る
17	布類	ペットボトル回収ネット				
18	ペットボトル	-	-	拠点回収	-	
19	プラスチック資源	市指定ごみ袋(認定方式)		ごみステーション収集	週1回	

#### (5) 手数料の減免

近隣他市の状況を踏まえ、従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断したうえで、関係所管と調整の上、市全体の施策との均衡を図ります。

#### (6) スケジュール

2026年2月 議案提出（廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例改正）  
2026年6月以降 市民周知（説明会など）  
2027年4月 プラスチック資源の回収と同時開始